

別紙3

1か月の利用料金について

基本加算型 介護保険基本料金及び加算料金について

項目	料金														
施設サービス費 (利用者負担額)	介護1	756/日		介護2	828/日		介護3	890/日		介護4	946/日		介護5	1003/日	

以下の加算項目は、個人の身体状況・認知度・体調・在宅復帰等により、個々により異なります

項目	加算額・日(回)	内容	✓
サービス提供加算(Ⅰ)	22/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分80以上である場合に加算されます	✓
夜間職員配置加算	24/日	厚生労働大臣が定める夜勤職員の勤務条件が基準を満たす場合加算されます	✓
初期加算	30/日	入所した日から起算して 30日以内 の期間については、1日につき左記の料金が加算されます	(✓)
認知症ケア加算	76/日	認知症専門棟(2階)においてサービスを提供している場合は左記の料金が加算されます	
短期集中リハビリテーション加算	240/日	入所日から 3ヶ月以内 の期間で、集中的(1週間に3日以上)にリハビリテーションを実施した場合に加算されます。	(✓)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60/日	入所者ごとの身体・認知・栄養・口腔・医療の状態の情報を厚生労働省に提出をしている場合に加算されます	✓
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3/日	国が定める認知症介護の専門研修修了者が基準以上に配置されている時に加算されます	
リハビリマネジメント計画書情報加算	33/月	リハビリテーション実施計画を説明し、厚生労働省に提出をしていると加算されます	
外泊	362/日	外泊時は施設サービス費に代えて加算。(初日・最終日を含まない、1ヶ月で6日を限度とします)	
栄養マネジメント強化加算	11/日	定められた管理栄養士数を配置し、低栄養者への計画を作成し、情報を厚生労働省に提出している	
排泄支援加算	(Ⅰ)	10/月 入所時に医師と看護師が排泄支援を評価し、計画を見直し、結果を厚生労働省に提出すると加算	
	(Ⅱ)	15/月 上記の(Ⅰ)の条件を満たし、排泄の状態が改善もしくはオムツの使用がありからなしに改善	
	(Ⅲ)	20/月 上記の(Ⅰ)の条件を満たし、排泄の状態が改善かつオムツの使用がありからなしに改善	
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	3/月 褥瘡のリスクを評価・計画作成し、定期的に見直して結果を厚生労働省に提出すると加算されます	
	(Ⅱ)	10/月 上記の(Ⅰ)の条件を満たし、褥瘡のリスクがあると判断された方について、褥瘡が発生していない事	
経口移行加算	28/日	経管者に対し、経口移行計画を作成し、経口での食事摂取を進める栄養管理を行った際に加算	
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	経口により食事を摂取し、著しい摂食機能障害に対し、計画作成し栄養管理を行った場合に加算	
ターミナルケア加算	死亡日	1650/日	
	死亡日 前日～前々日	820/日	
	死亡日以前 4日～30日	160/日	
	死亡日以前 31日～45日	80/日	
試行的退所時指導加算	400/回	入所中最初に試行的な退所を行った月から3月の間に限り、1回限り左記の所定単位数を加算する	
緊急時治療加算	518/日	緊急的な医療管理(注射、投薬、処置等)をの際に月に1回、連続する3日を限度度して加算されます	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480/日	肺炎、尿路感染、帯状疱疹、蜂窩織炎について投薬、注射、検査、処置を行った場合に加算されます	
特定治療	医療報酬点数	法律に規定するリハビリテーション、処置手術、麻酔等を行なった場合に算定されます	
退所時に必要に応じてかかる加算		入退所前連携加算(Ⅰ)600/回、入退所前連携加算(Ⅱ)400/回、退所時情報提供加算500/回、 老人訪問看護指示加算300/回、	
入所時に必要に応じてかかる加算		入所前後訪問指導加算(Ⅰ)460/回、入所前後訪問指導加算(Ⅱ)480/回、 再入所時栄養連携加算400/回	
安全対策体制加算	20/回	外部研修を受けた担当が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	✓
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		上記の1か月の総単位数に2.1%乗じられます。	✓
介護職員支援加算		上記の1か月の総単位数に0.8%乗じられます。	✓
処遇改善加算Ⅰ		上記の1か月の総単位数に3.9%乗じられます。	✓

藤枝市は地域区分が「7級地」であるため、上記の1か月の総単位数に10.14円乗じた金額の1割が自己負担になります。

- ・1か月の利用料金は施設サービス費＋各加算＋自費料金(食費・居住費・その他)の合計金額になり、各個人により違います
- ・上記の表は厚生労働省の省令を、1部表現を変え抜粋をしています。詳細に関しては職員に確認をして頂くか、QRコードからも確認できます
- ・この利用料金表は1割負担の対象の利用者です。2割負担の方は各項目で2を乗じた負担額、3割負担の方は各項目で3を乗じた負担額になります。

令和3年介護報酬改定



ユニケア福祉施設入所

2、食費・居住費について

利用者負担段階	食費	居住費	対象者
第1段階	/	/	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者
第2段階	390円	490円	市民税非課税世帯＋課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①	650円	1310円	市民税非課税世帯＋課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える方
第3段階②	1360円	1310円	市民税非課税世帯＋課税年金収入額と合計所得金額が81万円を超える方
第4段階	1620円	2360円	市民税課税世帯(非課税でも預貯金が一定額以上の方)

※ 介護負担限度額認定を受けるには、各市町村の介護保険課・各総合事務所に申請が必要です。認定され、発行された「介護負担限度額認定証」を施設に提出して、上記の料金での適用となります（認定証は提出月の初めまでさかのぼり適用となります）

3、その他自費料金

文書料	実費(税込み)
日用品費	200円(1日あたり)→「4、日用品費及び教養娯楽費の内訳」参照
教養娯楽費	200円(1日あたり)→「4、日用品費及び教養娯楽費の内訳」参照
個室利用料	525円～735円(1日あたり)(税込み)
私用機器電気代	1品持ち込み毎に1日あたり40円(酸素機器のみ1日あたり110円)
私用洗濯代	1回400円
理美容代	実費
死後の処置料	実費

4、日用品費及び教養娯楽費の内訳

日用品費

項目	内容	金額(日)
洗面用品	洗面タオル、石鹸、歯ブラシ、歯ミガキ、化粧品	60円
入浴用品	タオル、バスタオル、シャンプー、ボディソープ	50円
排泄用品	トイレ・ポータブルトイレ消臭剤	60円
消耗品費	ペーパータオル、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ	30円
合計		200円

教養娯楽費

項目	内容	金額(日)
レクリエーション費	写真代、レクリエーション材料費、CD・DVD	140円
行事費	行事・催し物の飾りつけ、行事の用品購入費	60円
合計		200円